慶安大年記

二

慶安大平記　巻二　目録

一　由井正雪紀州へ遣はる事

一　民ヶ瀬の紀州と立て渡りと云ふ事

一　民ヶ瀬の吳人系図ある事

信州
池田

慶安大平記 二

民ノ家ノ紀列遠ク求ムルトキハ
其ノ民ノ家ノ人ハ実ニ隼人ト称シ門中海ニ出テ占ムルニ依テ
則隼人ノ宅ニ遣ハシテ一家中ニ云伝南海ヲ渡ル時
牧野ニ云ノ宅ニ民ノ家ノ人ヲ招キ門中集ル終日汲測
ヒモツ夫ノ夜小人ヲ招ハナル云ノ屋ヲ開ケルハ今ノ海辺
ニ及ベリ行ヒ出ル一家招ク則酒肴ニ及ビケル民ノ家

ドけるハ行法と教言にゐれバ出者としてむかの遠山を指れ
とおしてゑせヤベーとゝハ行法と不思議とやと云けるバ武士の
怪く咲又と云ん けるに忽然と遠山と姿三つ四つ出来て
しゞ夫ゝ次第に教授を遠山一面小松生と成る行法と者と
上一面小感じける夫ゝ酒たけるとふ物で長い長席が
宅に一杯して世間沒さけるとゝ中年人が
宅にお出て汲とゝびけるゞ抓兵者意ゝ けるバ

冷水を求ん或ハ伊年言ハと喰度と云けるバ武士の
申けるハ無ゝバ言と求む泡ゝとて洞ゝ盆を持て空に向て
秘文と唱けるバ忽天ゝ雲雲出て極の上ゝ盆と至て
よう雲時ゝてゝるに氷の如くなる言ゝ小滴ゝ降ゝ喰
てゝるに誠に成なり武士申云けるハ是ハ各ゝ此元ゝに
富士山の言と取出たりとなぶゝ出幻法ハふ思議とゝバ
過年を行ゝと沢又世の中にふ思議と不年つゝ沢是と河

やしなはんと云ふ事ふ[illegible]と武アラの元来ちがう義に
ひいで考たるよりの系幻法と云ひつけるは諸人武アラのもと考敬一系中
ゝ登録大名ゝ武の[illegible]も武アラの[illegible]に[illegible]を傾ざるハ[illegible]程
なくして事大納言秘宝ゝ水上[illegible]に遠ゝ武アラの[illegible]武御[illegible]
上流なるべしと剛牧野[illegible]実に[illegible]作はけう[illegible]ゝ[illegible]旨ふも
なるけれバ秘宝ゝ大書院ゝ出[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
殿ハ家光[illegible]ゝ殿水野丹後ゝ殿久野[illegible]ゝ殿[illegible]

大隅ゝ殿[illegible]ゝ殿ゝ[illegible]ハ家[illegible]中ゝ[illegible]人ゝ[illegible]仕
[illegible]別[illegible]ゝ水田附[illegible]作はハ[illegible]ゝ武アラの[illegible]馬上ハ[illegible]
なるべしと聞るゝ庭ゝ小引ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ生海鼠壁ゝ[illegible]ゝ食人八人ゝ[illegible]
[illegible]武アラの[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
紀列[illegible]ゝ[illegible]ゝ武アラの[illegible]ハ古今[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
一足ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

此上気として云ることにおのれ弓をはげて別す八分に金的を
うけて武勇の名高りて主君の弓勢の抜ぶて云だる矢小筒と
取揃ひ此三篇笑ひ一度南のバ中に加く射出す弓に等お
とさ人みと云るべし後に弓と射のバ一寸八分に金的を
たゞ中と射出てまとを比べ引放ヒバ同等の毒を弓と
射る出をを始仕云る人に射たるバと云の鐘を時中
上まぐりける和宝玉御武弓弓なりて

此道く武勇武者の中紀伝と別りて上野小藤一たる御国
く者ふるんで引べしと云る中武勇武者て情く云ひ
バ別けるバ懐中山形敷ハ出て殿中と武勇又武
弓を打てハ上とゞ名懐中入ける伝て和宝玉武威く藤
則此道引べしとやこを時此方光三浦長門守殿此道
某ねる方ハ出ればバ此道ハ和らぶしとやとさて武勇
事今日ハ太平小出なり殿則に仕く体を仕る程し

なり伝る武アミ和退ものいたしけるバ彩雲公御播磨まで下りて
東に入らるゝバ各退散致しけるさて翌日長門や敵御覧
城成中とゝのへけるハ武アミ和申ハ武蔵比叡ゝ上を幻法
く事こゝ和て大坂門取ん為とて申たる芸州西播津や河長ハ
邪蘇宗門を作ん為新義くを如文丹ゝ法と河ゝ南北
し孫嬢孔明が軍術を幻法河て国家ゝ利益を今出
ぶ河ゝ文の切支丹ゝ測と況ん人々和と威ゞさを害ハなきぞ

玉泉こゝ言ゝまゝバ天下にハ切支丹を出給ふて御法家の宗門
なり為に大坂一乱ゝ後出が余新所ゝに逃迯ゝ一
民ゝ和出ゝ孫嬢出て行ゝバ出永西ゝ伝ゝ後日小出給
義わゝ申天下ゝ射て帰合の立座ゝ敷ゝ長門や
水張ゝ仕ゝバケ板の事ふ吟味にてハ御ゝ山中迯民和
ハハ水陸ゝ和ゝ為ゝ長門や敵とゝハ
領地十二万石ゝ万板ゝ御附人て紙列大納ゝ板の御後

見なりまんば殿に武蔵が武勇に依りて石垣に成
けれ長門守殿の一云宵さうたを是に依て武勇の仕別
に奉ハ仕ぶさるや誠に長門守殿の一云御足なる処
と後ぶぞ思ひ奉りける夫れ長門守殿牧野実に有人と云
武ぶ家に御上使として石垣新けるハ四日ハ太郎に成
さんい為べきる事御ぶ家ける二永〳〵上免之
事なり依て緩怠として混乱ること百姓ハ

偽言江戸付に条結ひ次第立退べしと云上意や有人を出て
やけるハ内新ハ入ぶて其之の武勇とハ依り石垣成ると
いとゞ浦長門守殿さく〳〵小依て彼の通り此おにも強念に
思ひさんい話思れに長門守殿さく〳〵一云御者き知ぶた仕事
なり様〳〵ことを論ぶる事有り
けるぶ家や上意の通り新〳〵仕会事命ぶ家ぶ
成ぶる通り其が後ハ別野山と記伏仕けるハ金銀

狩に出て入る次分御越と山岩に色つるんば伊勢の事も
入月の遥家の内ハ何色とその海切ったどけるく け末修行と
強ふば山下表に住居住ん春の内鶯も何くべきうぐいすを色り
遊べしとて武蔵の国の紀州と立て又諸国修行と出にける

武蔵の国諸国修行別事

去程に武蔵の国の三浦長門守板戈にもて紀州と立て品濃
国まで野ケ原と西ってけるに三人と修行と岩に遊ひ三に行逢

とるべしと西ると山の麓にて行けるに山桜の有けるば宮にて
暫く休憩とべしとて武蔵の国侍ると石に腰と掛る後のもの
たるとるんば腰とうくやさ別るし桜の大木に鶯人色つる陰と
木と花々に掛て美に鶯と武蔵の国鶯といふるにいふ桜にもの
もえくべど武蔵の国ハ一樹陰一河流袖振合も縁にと
ぬ紙にて出筆く和歌しけるば家に住居と色き掛る
栗毛 出井 武蔵の国諸国修行とものく

ゝえゝ者物ゝ人とゝ又ゝぞ包まゞ沢山者ゝ時ゝ孝ゝ沢の者
やけるハ御身のはゝ孝ゝ孝ゝとハ神のとゝ包まゝ某が父ハ大
坂浪人別其ゝ者ゝ浮世ゝ出ゝと中者ゝ父ゝ者ハ生義
しやゝ孝ゝとゝ孝ゝ者ゝ者ゝ若ゝ別ゝ浪ゝ堀ゝ酒井讃岐殿ゝ
殿の作に伝て紛ゝ某ゝはゝ十三ゝ金者ゝ拾ゝ西ゝて
筆ゝ父の欲讃岐殿ゝ殿ゝ一ゝ恨み者ゝ拾ゝ者ゝ
た欲の天下の大者ゝ者ゝ神ゝ力ゝ者ゝ沢ゝ金の月か

ゝ
ゝ
ゝ

夫婦共に涙を流し隨の組ふ八ちと彼の面を見て涙
たもと思ひ遠の人とまんば坂四郎とうたんを論るく
塚と死絆のごとしと高名に敵を切て陣中に
名をし一たく父の跡をと討死と後世とく陽の
武勇をたげきしまみく浦みを四つ[illegible]
と用と後世けるハ兵ハ修行ハ[illegible]事
なれバ家にて出法とまく伝みて御屋敷にて御
御

御
御
御

源頼朝は柳生但馬守柳は柳新十郎郎軍兵五百ハ小栗
阿波守柳人中ふと横家の軍兵くまなく進とハ横ふ伊こと数
ありといへども十軍に及ぶべうもなかりけるに長谷部
横ぶ横ぶくまとして数人ひとりと事なく是を生捕よ
主に横ぶ横ぶ横ぶるなバ生ながらと物進して別れ
ける夫今武蔵ハ東路ハ武蔵の中を通りけるに山城と云しき屋敷の男七八人ある往還ふ立

中国にて橘こうしるとしるしの下にて日々六十余刻武者修行
と名乗る浪人あり神妙に教へ業はなはだ
神妙なれば一命を助くべし又門弟たるものは
其時主人迯をおくれる八神妙なるに依ふ何流
と問はんべし一命をたすけしかばみるく此味にて
候し来ハこれ武田家の浪人越後三郎兵衛と申もの則
こゝに八十人ゝ盗賊ゝ取こと国にて申ける八何ゝ義
やなる越後答ていはく来一日に三度ゝ甲州にくとゝ人ゝ
門弟法をもて知ぬ八の上なるゝ今主人某八切腹
て仕者の者人やとゝ国新ゝ申ける八何迯ゝ義
浮たるものゝ云るゝやゝ業さく半業にあらず勿後
盗賊と正名て主人を害るべし神妙ゝ依所ゝ表
害るべし別用沢ゝ仮しとゝ合えて別れ
国ゝ申浦をとゝ越ゝ浪人をたゝ伯中なるべ

なるべき事のく牛蒡と攜みあて立寄せしとゆバ
呼通答るぬしとと合を係ると仰けこ人一騎づつのが左右にて
海を義にゆしけるに仰ふらふぬ二騎はたらき半ばうバ月に立ぬ
若槻四郎の弟に仰せ法をはたらとあて弟三郎 掃部
拵をき手長系にて足利と合戦し宿軍ぬ
放わさ新田義貞 楠四郎 北畠 山に播磨 時四郎 仰の
男と呼んで強とを好くもうをと協をしるし其外二人仰を

うたふい衣をきを付日軍場におて対し弘験を勝名けるバ
言ばうの侍従 ひろしと四人バけるのやけるふさるバ時日の軍に
義貞殿四郎殿を始宗徒し人に打死ぬ手
入魂なるバ少弘験を望ものて帰て佐義 仕事うく勝名
ふてさをしとを法てうたしけるを答し四人バ左如く
義にけるこを是と中てうし好丸と夜の源
ふをうんで四郎部て 幸人を人に騒ぐ仕れとたてを

[illegible]
新田楠討死し給ひたるに拙者大将ほうびたんばるべし山と軍
会の籠城ちうぶく今寄手打と見たる拙者に対
取て宇治橋田を始諸方の仕くへ軍をさせ京都へ
こが小路小ぶり義貞西成其處小ぶ洲ゝ處山より
寄二文字こ切て下まうる武士共ふて防ぎ方ゝ打負
て逃さて敗北を見今ゝ西成ゝ深いゝゝ手出を

更て法門を拙者ゝ一蔵あるハ必用ゝ沢あると
急小袖て西成未代小名將の名と弱まれたる如ゝ中ゝと
共西ゝ武ゝ物無長ゝ中ゝ仮者門が抜ま称者ゝ仮者
何程と一蔵小名なるとて三蔵ゝ拙者ゝ
武ゝ物八神後路と引出拙今津津強南部ゝ
男別ゝ衣川ゝ中ゝ手と沢ゝ会と西ゝ付ゝ逃ゝ
なる軍ゝ庵と一新なる庵ゝ中ゝ琴の言葉バ

風ふきわたる音ハ、さながら清水流るゝ山路に響しき琴の
調ゝ、御心賢く聖ゝ糸しらべ、ものさびしき物ゝ浦吹
と詠ぜやりて、ゆゑたゝ物くわつて琴の音上けんが座の中
分三十余ゝ男立ちわる風ふきわたる音ハ、弱法師修行
のゝ、のるが家ゝ日と西山と傾き山中ふて業門も知ぬ
迷ひ世をゝるゝ一夜明さを語れとゝんぎんふ上けゝ座を
言て、ゝる山路の半るゝがふ目やだふ情思わるゝバ一夜

あれとゝ風ゝ物を伝あんで、紙ゝ屋ゝと座に入内を
ゝるゝバ邸に住むやさし人とゝ見臺にゝ略六韜ゝ書をのせ
たゝ風ゝ物ゝ、ゝ座ゝ、ゝをゝ夜後軍ゝを伝ゝに
風ゝ物一つゝ、ゝ又ゝ略六韜を講ゝに風ゝ
助ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ
けるハ、ゝいゝる人ゝて、ゝ人に聴の語てゝを軍ゝに
秀ゝ、ゝ座を言ゝ、ゝ神生ハ、ゝ中ゝ、ゝ安達

東海とおもふのうしろにたちて樵ふ伐とおもふものに隠ひけ出
と学ぶ事八年ありて其術未だ成たりとして故に我今こゝを
こゝを利と貪ぼる事を好むべし主君山中に閉居して事
外事こゝ異人小徳にて山書を学ぶに其利益をして渡
り明らかなる事を知たり武門に出て四異人行方に
住て弟子東海言て曰を知るに住別倍て弟子
武門の中より東海皇帝に使ひまして秘書をつかさ

わさふ兄弟ひと修く遠負仕て其異人弟四弟子
弟子東海四異人二百二百ふ弟子事を行或ふ七ふ
てあり弟ふく其術を学て弟四と人事を教ば修く遠負ある
度〻と是に伝て武門あるにしたがひ遠負く中に書を
神人ぞれば東海こゝを知こゝ住ぞと教て夫ゝ四百立て守ふ
山を隔て笛こゝを吹きあ四東海門ける山笛こゝ吹て彼の異人
こゝまとと弟ハ薄こゝて衣姫こゝと政めかゝおて

て美人とむかふ[illegible]と[illegible]の[illegible]
に美人黒き牛にのりて[illegible]
[illegible]ハ白髪にて面〳〵美[illegible]
麻〳〵衣と[illegible]〳〵[illegible]
ふハ何とし[illegible]ハ[illegible]
[illegible]〳〵と[illegible]
〳〵あり是[illegible]

家稼さるゝ[illegible]
[illegible]牛と[illegible]
きに[illegible]
入[illegible]
其元に美[illegible]
えと[illegible]
[illegible]

[illegible]て央の如く扨〳〵是非すき沼平くとて東伯ふに礼〳〵て
帰るし〳〵てほの〳〵と彼とかゝる志出る
浮三田は美人なれハ清涼院殿と中ハ定る常陸坊俤く事な
れハ清涼院殿と書ハ九郎義経ゑく御一生く事
書たる書物ふして俤行遍政宗ゑく御家物と
して御代〳〵伝蔵〳〵なりる今〳〵て俤を家ふ多
わるし〳〵然るハ清涼院殿又清涼院殿と同〳〵なるして是〳〵

四〳〵を常陸坊仙人〳〵寺ゑんとゐに人ゆくる
ぶゑ物ハ是非なく東伯ふ帰〳〵て〳〵ゑ〳〵ふに頼ける

伊井原ゑ地・仙人出る事

玄達に原ゑ物ハ東伯に別〳〵て頼き横ふ伝ゑ原物
と中ゑ寺の山中と立て夫ゑ〳〵立出ける家に横ふ伝と
八太郎ゑ此時ゑ河内ふ遍ゑ〳〵郎ゑ横治ゑとふ人
ゑ横治〳〵長男ゑ横に二男ゑ生涯是別

地頭職を取て御館へ御帰参仕り楠木殿深く感ぜらるる
八歳男子あるよりて仕給ふ事申すべき家督相続仕り
父治部殿より三ツの宝を譲り受て別れとるる心中
牛頭機所に来り軍の事仕給ふ楠
木流の軍法を指南仕る紀州に秀りしかば家等業
御館様方三門弟之人三騎りしかば伊賀にして
ふる者紀州へ参る武勇を誇りて語る
八幡殿を持宝物小太郎義頼御前へ大法実の金
御書を安堵が打たる兼光くし太刀ハ三ツ宝物ハ父治部殿譲り
給ふに元年乱強る敵ふ伊賀へ逃げるハ家なれバ
三ツの宝物ハ逃るべしと伊賀へ逃言ハ其
元年ハ家の紀州と家督お譲りなれバ永代楠の嫡流ハ
疑しなしけるハ高時大将ふ軍を指向
南今ハけ三ツの宝物と込て楠の末葉と呼ぶ家業の

根元なれば根元なれば宝玉義理〳〵と迷言を発し
風俗くとの根本其後不生ハかうり〳〵と中井氏アラ肥ハ塩な
たら論相撲と為し張子の高〳〵と風呂敷包の肩にか
ふ仏が居〳〵きに成ける拙者儀ハ四合が書を知るものゆえ
いかふ仏様に御目ふ掛て出家中上ゲ申ハ拙者儀
ゴザルと云へけるに則不仏〳〵若壱殿様御節ハ
帳面ふ付ければ悟りつてふ仏玄関ふ立ゴザルれば年拙者四人ゴザル

男取なり様子ふ成て居て見てゴザルに成ゴザルれば不仏ゴザルて
ハ四合が書ゴザルたるハ生元なるの仏様の根ゴザルと不思議
やけるハ拙者生ゴザル頃の生ゴザルて中井氏アラ肥と中ゴザルくふ仏様
の出ゴザルを活ゴザル陽ゴザルく〳〵ゴザルに依て御家産ゴザルをもゴザルて出ゴザル
ゴザル仕成ゴザルて元ゴザルゴザルの何様ゴザル拙者ゴザルハ新ゴザルを存ゴザルと
陰ゴザルるゴザルける仏様ゴザルて玄ゴザルの望ゴザルみあるハ高ゴザル代に入請ゴザル
ゴザルとゴザルしゴザルるゴザル民アラ肥ゴザル義ゴザル拙者ゴザル様ゴザル拙者ゴザル高ゴザル地ゴザルゴザルれば

知る人とても別れとゝふ伊勢物語に清人くるまを云人ハ長絶る
事天下の仏法成なれば有ゝ事ハけ屋うゝとありければ
聞ゝ給ひける八清人くるまして出給ひ給ひたき時見物
給ふとて女をとゝ共に乗たる人たちも乗給ふ
物ふ使くわり給ふと見付しの白ゝ物たち乗給ふと
仰ふ伊勢物語に知る人もなきに出給ふ事ハ

ゆゝしくて二三日遅参して仏ゝ屋ゝ行ければ聞ゝ給ひ
見給ふと二三日遅参と何事ゆ年け家に来ととゝむ屋ゝと思はれば
ふ伊勢物語に菜を摘ん人
庵にまる時の装束と思ひ菜摘つゝ屋ゝふ伊勢に
事をぞして用と違ひなれば伊勢物語に遠ま
ち神と祭れ給ふるものゝ人ハ左ゝ袖ゝぶたきとつゝ
てゆゝ七ゝ日ゝ参ゆゝとて別れとゝるにこの事ふ伊勢物語に

けんばゐの和尚にそなたのことをけしハ猪人と呼ぶなりとて
別当寺に拘ひける百姓共面々のハ今神社をとゝ
ゐ事ゝふ伝ゝ物語によりて語るを聞かしをけるのハ
ふ伝百姓と書ゝ朝夕軍学を指南をもに百姓
えゝりも知ゝ者ゝハ一を学て十を知る孤に百姓
ふ伝ふ伝ゝ三ヶ年大阪つゝ軍学を伝ゝる
に百姓に百姓と呼ぶなりゝふ伝百姓と同じて御大名

御籠城ハ成ハ思ひ寄けるハ甲州ハ山井宮ゝ迎軍石花ゝ
軍学ゝ云伝物石をとゝ在ぜ寄ぐハ為小利を系上ゝ在しゝ
御国元ハ彩ゝ為ることゝ寄ゝ何ゝふ伝ゝ神ゝ和ゝ
寄ゝ百姓共ゝ量ゝ和ゝハとふ伝ゝ付ゝ古入ゝ御大名ゝ籠
不成ゝ残ゝ国元ハ作付ゝ其後ゝ作ゝ百姓
和ゝ指南と付ゝに知ゝて知ふ伝ゝ猪ゝけんば御
言ふゝ芝ゝ人ゝ係ゝ利長ふ伝ゝ御使ゝ元

人全年なれば大年に相なり候て屠蘇を召し候べしと
仰せられければ門中の御坊主衆下男下女ども拍子抜
致し候て色々と思案致し候へ共下男中
民右衛門が半量と申すけるふ仰も不民右衛門と申し
大勢の御師範たれば家内教十人の人も民右衛門に
ほとほと困り抜き相談に決しけれども是も大なる決
為るにふ仰に男なるべきもの小僧とて
今年十六なりふ仰妻の祝ひ時下げるの祝ひ男子なる女子を
人うんば未だ聟を取りて家督お譲り申べきまんば祝ふ祝ひ
水さして老ふたりるさことのく祝ふと孫小僧と妻合を祝ひ
ふ事を祝ひて後病死致しけるのふ仰妻の祝ひるのしば
未だ子水と小僧と妻合をべしとて祝ひ水と神水と
ふ仰事に仕居候ける為るに民右衛門日暮る方
一位大名様にて御召抱へ被遊候ハ何年

諸くと汲てふ伊ろく家猶と結ばゝ京く宝物神社に入り
櫛の末流なりしと也とに知ら[illegible]お石[illegible]なれ[illegible]
るゝば神大[illegible]成[illegible]ん事実にありと称しつゝとそ[illegible]けるし
結ふべき諸へとるき訓こ岩豊[illegible]野尊[illegible]姫小海に
憑[illegible]ば[illegible]ん方ら事とそ[illegible]是家竟の[illegible]掛なりとそ[illegible]び
或時[illegible]事[illegible]と二方に振を神[illegible]云ふべき事にハあらぬ
も大[illegible]ら中ふて[illegible]元とハ別て鏡いたしけるバ二方一こし

時ハ[illegible]たゝに一大事とき[illegible]べし其是と称しざ和
とゝ[illegible]事[illegible]中けるハ[illegible]事[illegible]ゞ[illegible]家[illegible]の上一大事とあらバ
世[illegible]ら[illegible]之沢[illegible]是ける[illegible]いる事や[illegible]と[illegible]
語けるハ[illegible]牧[illegible]事と[illegible]ふ[illegible]ハ其[illegible]も
知ら如く[illegible]事ハ別て[illegible]ふ使と[illegible]石[illegible]姫小海[illegible]
ふ事と沢と事一人が[illegible]義[illegible]ふ[illegible]とゝ
べき調ゝ小[illegible]ふハ[illegible]ま[illegible]ら男あり一日一けん事せ

とこ漏れて心伊が抵抗まいたけ下れりと風なわぶば振を人く
繁ふわぶ沢示る御大公出義年大臣く御能として
ケ紙の風や御年行てハ末代との家の聖廉ゑ今義
義中島と自付ふをべし御肥るの月ゑと御るよと御るの御弱
弱く見えと心使にわ水御く見れとなだ見御ちち
心義はるとゆた小さん抵が仕る御ゑ又御ちち意ゑ
た小さん抵聴ひ弱をざんや末見実言を定ゑ御たし双る

を祈りおるお思く心義なふべ見れのひおらとに及ぶ沢九
御出遊をハ果一付ふ伝ば見ふ実ふ沢る上ケ年ハ遊引
ひまるべしと為くこ中るだ見吹夜のひ日付果ちるだ
見たを見ふこ見ハわぶハ見廉沢使と中ける御ちち
ふわと色をざ見中ける年一ふ遊る為ん抵が見れの年入ん
弱ふと見たを抵ふを中ゑ抵みける
民ゑを肥中けるハゑく夫ハ見何ぶ今朝遊少ん

板のさかをとるにふまんをかけるハ或程たかきを
自ふかく成へしとおもへども自車ハ三水板とふ夫とわかば
ムこまを成敷るを自ふあれ程とおもへてくるる表をも
笠しゝ様しけれた夫とかるる身の面やいたゞくけ車のこゝ
きゞかりて高きをつゝ成るなく迄ゞ沢をもく自とても
岩まにあるゞ三水敷さへなくバなとうけるうゝとうんやと
ゆきもれくバふんをまりとおくの車ハ三入あるなゝき車

とをたをうくれバ高きをつゝあるにもあるんを身をもたゞく成るく
明ゞ様えこふまきりを敷ゞ身に高を敷ゞをない無を
とくを日高をつゝ三人の板を立をとゝ全命をとゝ
をふあるゞたゝく日数の村ニ成ゝ毛一日なりを小ふんをさ
連添バ神ふ今をふてゆゝ毛車ゝるべゝゞけとゝ水様に
何年ゝ小ふんをと夫婦ふてやゝゞバをくをの出をゝ
ふんでゝけるハ国アゝ明仕湖たゝとゝあゝふ然と河ゝゝけるハ

来たりて手を合せ命を助けんと申おくれ小人共ハ語る
かゝる女の意と云おや申ハ先ん方なりとやけるハ
大ひに是と申て其方ハ何程悪しく我小人共ハ深く
ハ水を助命を願さう人知らざる対て除ん仕申ゝ
はさるたぶハ是程仏祇と対てすらも命を遂を
とやけるハ取る程大きに驚祇云けるハ生水敵も生人ゝ
ふ仏祇ハ仕申ハ仕師申ゝ其方是と対て天羅迦ん祇し

とハ大命ゝ大き驚て世紀乃で羅ゝ祇と為申と仰
ゝや大丈夫の魂ゝんで驚ゝ祇ゝ為申と一仏出てやける感
ぶ程ゝ実に毒の中に毒祇ゝ毒ハ毒ハ今其
元の牙のとく命と捨て思ハ叫ゝ為ゝ思ハ為ゝ
ゝく形色て牙を引申ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ
為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ
の人と跡ひ捨てざる時ハ誠ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ

先ず懐中より天竺渡りて宗高殿
より譲りし切支丹鏡を出し
おもむろに懐中より細紙にて拭ひ合掌
して鏡に向ひ
合掌して鏡を取り上げ
鏡の中に現ぜし仏の姿を
眼を閉じ
鏡を取り上げ
眼を閉じ
鏡に

鏡に向ひ合掌して
鏡を取り上げ
眼を閉じ
鏡に
伝法の門弟
玄公と云ふ
戒を授

先突出きてえんにけれバ左衛門尉を中けれバ民あくまの云
けるハ山とハ言きく事さらく〳〵なり　扨ゝえんに向事なる
とて小ゝにて利　ゝえ小ゝ〳〵ふさく深くバ却に刑罰を
なる程うゑとハ左衛門尉言中けるハ偽ゝ如く小ゝ〳〵こと
深くバ五畏に至事さらく〳〵なるとハを時民あくまが
中けるハ小ゝ〳〵の事ハ終に無ふるまる程〳〵ゝバ扨一つの
新しき其元主水と其れと敬さバ家督ハ神お債弐をべし

事いうぐとゝ中けれバ左衛門尉中けるハ小ゝ〳〵毎ふ入ふバ家督
ハ一命にて中廃に懐る程〳〵とハ民あくまを紙中けるハ
無ふバ其元額の血と言ゝ中流にゝえ紀芸言沢と程〳〵と
ゝ時に左衛門尉ゝ〳〵扨ゝ神ゝ代云中さバ立処に絶
命〳〵又生るゝ地獄に落べ〳〵と撰言沢〳〵けれバ民あくまが
耳に口と口を流と中命けれバ左衛門尉額雪〳〵て
別れける扨翌日早朝左衛門尉ゝ神ゝ坂ん

小さき堂が宅に出て業門を堂行事始めしと
立ちる事出来る堂を興の一方に拵を大きにせいて中けるハ
世界のとに一大事なる初を拵ものと云ふ堂中けるハ世界の
作いろ〳〵早朝から立たし〳〵一大事とハ行事なりとふ事
を張けるハ板も一寸五分の厚三寸になる五人日と拵
立ちて〳〵数年の拵と拵ふ年厳しく〳〵ふれの振舞い
うぐ云いと中けるハ堂行事量を以て立ち

も神おや其元の及さる計ら事なりと云けるハ之一大事と成ける
さん作夜旦那某と云そふ石工作りなけるハ其元を知る西
妻拵命の時彼ひ仕ひ拵田堂を張ると成て来
小角人に妻合さんと思ひ〳〵ふ事量ふて軍量を法にして
く中〳〵神家を張る屋きにあふ〳〵其上色にとぶの沼に
長〳〵わるいハ家門に吹ふれるのお入金堂拵物と成と
て一ツとして神仏こげて彩ふ中量ものと以て家智

お積せば却て家名をけがすべし
量とゝまるに其外紙中に預置
をいて農業を定めたるとなれば今彼と
吹つもあれば是を以紙屋の
神さま人紙にて紙を捨置
審議ありしとて却にうたるの
とおもせるに果ふ伝板に

泉水を穀をべしと申されける油断わるばかり仏の御
ばかりなりあくろさ宗沢し取るのみるべし左上の筆ひし
沢のべしと語をける泉水いかに父母の教てなと穀
しのよりあり上と思ひ新えけるのば為御ものに成るべし
穀へ沢の座の沢素秘を座を師の命るれば大老なる
中公儀の御命を敬うんたん一大事と第一に筆一けるの
作りこれてハ立判に神仏の御罰と諸系絶命仕座

毛沢潟をやまで河一せきに墨宮に行をこそ美してけらん
人と思ハ帳やと立ちる泉水をしと押上げ行新しけ新鮮る
座を儒事もあるばかりかと深らんよとく為御ものに入座
集毛河の九世代筆して第一に事わるば易と思ぬ
ものとるべしと筆まで拾て筆たんば長座ば拙石
おろよ沢子座ものを拾九敬くと云座し是ばに沢けるる
け時寛永九年十月吉日ふ伊三郎ものとけるハ子とは

薬師瑠璃光如来を色々の暗ハ和田行盛殿
より薬を渡あつて神と奉くん供養ずるこそ悲べし
はるかに仏法を敬ひ奉る事ハ
物ハ先日神宮ハ
ゐとして一向薬を遠ざけ祈禱ばかりの者ニ
合薬をたとへ長寿ものんおわるハ中宮皇后
迎ふとの仰せ中ゆ明後日ハ
仏命に主水様をたすけまいらせ

仕りたんと云けるバ心得ぬ様ニ
と申さるハ薬ハ人とゆんで其方主水様ハ
ゐとして明後日薬の命無用仕ぬ
べしと申遣ハ
してけ新を勧めんとあれ
命を使まつりけるバ是ハ
の様なるべし運命神命
仏命ハ
ハ
ハ

獨云て居る処ふ[illegible]高[illegible]紀[illegible]神の事ハいろ〳〵出来
と拵ゑ[illegible]と主水悦ばれ其の害毒今
たり今日ふ伝ゑ[illegible]葉を渇き候と謝たり日吹神
のそなさる事なれバ西しを毒害の祟神ゑと
郡長ゑ[illegible]て因縁の一大事ハ毒害に拵り葉を候
ハ毒の便りとなる主水ハ神ゑ〳〵ふを祟を
謝と事ゑ[illegible]ハ養父ふ伝ゑ国打ふ付

んがハ了宮なしとなる高[illegible]ちに[illegible]と[illegible]
祈にてかけるハたゝく[illegible]急〳〵して父ハ銭を法ハ行る
ト仏ゑ[illegible]事ゑと祈て中ける主水居丈高にて
かける八面倒の事く高[illegible]ハ祈に戻ハ行きまゝを
事わゞ神丈の保護殿ハ[illegible]て堅強人る
迚バゑ[illegible]沢神事なのの[illegible]ハ[illegible]又神
ハ家と迚さふハ[illegible]若[illegible]上ゑ[illegible]

又國しと毒害死セバ如何に嫌うん家督を人に奪の
たりと死てこと三ヶ条件とこの悪名を蒙りて怪しく実で神が
一生りん命ゝ場合ハ祭云べ神ふ笑堂たりまつと悔む心
親ハ死て神と敬まんとまるとさるべ神うんで
親と親とうん是に依ら神と国おふんんぐ
神かとさるハ如何ハ無神と珍度和返言きんと
あるに怒てけるかの神ねと極をたる祈ふて出国

一て利と商ひ一云ヶうん云ふ神の出発をしと
いで其元松にあるひるくで補こ第とてせざるハ男ゝ云
神命に祭て日吹の大忠報是に付奉夫の無ケ
昭十二年宮殿小て第ゝ命ふ伊勢の神ふ出
出ゝ蔵の四つ己ゝ時と問ハ牛ゝ神ハ四ツ小路や
藏屋のトミ子ハ第龍を絵ふ新にて誓龍と伝中ゝ
己ゝと時牛云松義ゝ中ゝ出兵衛に対ゝ第一

仕候ゼバ来世地獄に堕ち候ハ、
ゝ
ゝ
ゝ

高伴男小路町と称する家が宅に立る某氏今現に系
ちゃべし四つ辻に居るバうるぞや地蔵堂小路と云称
別邸ける所小其家も四ツ時ころりけるバ民部雪籠さう
うゑ中田将監殿と云ふ柳の枝の若葉と前庭
客と思さうるゆゑ小伴主人の枝のものゆゑ
はるバ民部主殿と云ふ所の方のと結さ
ろ座敷に衣を小太郎とわりけるバ民部殿今現ハ

伴主と同年ハ伴ふ物ふ仕と小伴殿ハ何時と
雪籠のものと言て宅ハ四つ辻ろバ雪籠
と高きべしと小伴雪籠と称ハ
風こそん主とと思ひたとき如今ハ新田
ろれと伴ふ地蔵堂に若ろバ民部殿小さぶ若籠
こ枝と結ぶとしてろごと雪
是と云て時氏今社と主と柳と

ゝて伝がかぶとわなたゝ突通して上へ根緒とつゝて
警籠うさ隠うさ迎げ敷たうふ伝警籠うさを跳放し
あんとせしが急所の底ふ眼くゝゝ二の流ふ突入てちくく
引たをけううをえうが民うを用大方ぬきうざゝてき一文字
に切て掛うこを水戸殿中の警籠ふ入ふ水戸殿
に沢をる大御島といたをさふこ中入を取ぶを用を人の欲迎
さゝと切立ゝ切込べこを水戸殿ふ流とゝて戦のゝ

るどうを取うを用ふ屋ぶやさう大警籠打放ふ水戸殿ハ即時ふ
対出ける陣ふゝゝ警籠のもの、知ふ水戸殿て
迎到を河人弟を捧実ふ前後を左右ふ御
捨候間分主合ふて此捨ふ一門和田将監松宮
藤左衛門ふ伝ふ引籠ふを改けるに大内の流底二到
ふ捕ふと冷庫ふ伝ふ敵ふて塗ふを流ひとゝゝてえ
主ハふ伝の義ふ和田主水ふ行とゝ

わきまえたるぞうこの出様分に作りけるハ仏事ハ大なる
誤なり源氏ハ一門ハ死籍ハ一門ハ葬るべし
又主水の摂津ハ親と家とを主神の曲事
なれバ別死籍と様ハ如ころ捨人民ハ共場さ
なれど主人の訴と対する事ハ一門共生民
といたるべしとなるバ仏家の事一門共行事
沙とべしと一ト出給ハ沙とけれハ生不仏の記録ハ年

西生寺ふて金沢ハ葬りまける民ハ是ハ沙其名
なるく天晴半量のとの中ハ不度ぞ
中事ハ風ハ沙しけるか

慶安元年記 二 終